

# 令和4年第2回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年2月7日(月) 午後1時30分から午後2時まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (16人)

	会 長	19番	谷 則男
委 員		1番	北澤 良祐
		4番	奥村 郁雄
		5番	稲田 正文
		6番	村田 清美
		7番	田村 勝美
		8番	阪部 幸弘
		9番	西村 修
		10番	森澤 明
		11番	上田 國和
		14番	奥 哲郎
		15番	新井 泉次
		16番	森島 孝司
		17番	新井 源吾
		18番	木村 正樹
		20番	堀井 吉夫
	4. 欠席委員 (4人)		2番
		3番	狩野 雅史
		12番	園田 正夫
		13番	中村 安秀

## 5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について(利用権貸借)

日 程 第 6 議案 第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について(利用権貸借)

日 程 第 7 報告 第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第 2号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第10 報告 第 3号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は新型コロナウイルス感染防止のため減員して行います。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中10名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第2回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、14番 奥委員、15番 新井泉次委員よろしくお願いたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号1番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号1番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●です。</p> <p>権利の種類は3条の無償移転、世帯内移転です。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理され、世帯内移転でもあり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 受付番号2番、3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番、3番については同一譲受人のため取りまとめて説明します。  
受付番号2番について説明します。内容は議案書のとおりで、  
譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。  
権利の種類は3条の有償移転となります。

受付番号3番について説明します。内容は議案書のとおりで、  
譲受人は城陽市寺田 ●● ●●です。  
権利の種類は3条の有償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●さんが所有されている市内農地については適正に管理されていることを確認し、京田辺市農地については京田辺市農業委員会から適正に管理されていることの報告を受けています。また、今回、譲り受ける農地については、現地権者と京田辺市の共同耕作者と共同で耕作を行います。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 申請事由は耕作面積の拡大のためですが、譲受人は64アール所有されていて耕作

されているのか、休耕田として保全管理なのかどのような状態ですか。

事務局 京田辺市で所有されている農地については京田辺市農業委員会から適正に管理されていることの報告を受けており、城陽市で所有されている農地は元所有者と耕作されており、元所有者が所有時は雑草が繁殖状態でしたが、現在は耕起されて管理されているのを確認しております。

会 長 私も申請地の横を車で通行しており、元所有者の所有時は管理が不十分な時もありましたが、耕起されている現状を確認しております。

●●委員 農地を所有されるのは耕作されるのが目的だと思っており、投機的に購入され管理されるだけであれば、雑草が繁殖して近隣農地所有者に迷惑がかかるのではないかと心配をしております。

事務局 譲受人から営農計画書の提出を受けており、申請されている農地は水稻を耕作するとのことで受付番号2番については、京田辺市における共同耕作者とともに共同作業を行い、受付番号3番については、現所有者の農業機械を借用して現所有者と共同作業を行うとのことです。

なお、京田辺市の農地については、1月27日に京田辺市農業委員会に照会しており、所有されている6筆の農地は適正に耕作されていることを確認しています。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積831平方メートル 他1筆 計2筆  
合計4,033平方メートル

譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●

譲受人は 大阪府枚方市 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●

宇治・城陽近辺で事業拡大のため増車する大型トラック用の駐車場と資材置場が必要となり、大型車両の駐車可能な主要幹線道路沿いの適地であることから、当該地を露天駐車場並びに資材置場として利用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は田です。西側は田、東側は水路、北側南側は道路です。

表土は碎石仕上げ、雨水排水は北東側に勾配を設け、東側設置柵から水路に排水します、雑排水はありません

11月30日に聞き取り調査を行いました。

- ・周辺農地に日影の影響がないように考慮する。現地で洗車はしない。コンクリートブロックで土留めを行い、1.1～1.6m盛土を行う。以上について確認しました。南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、油水分離柵を2カ所設け転用地東側にある水路に放流し、油類の流出がないようにすること。

- ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。

- ・既設用水管については、従来どおり使用できるように残すこと。

- ・国道からの進入路部分の既設配管が破損しないよう保護し、十分注意して工事すること。

- ・その他問題が生じた場合は、農家組合、土地改良区に対し誠意をもって対応すること。

管理課からは、

- ・市有土地の境界に注意してください。

- ・●●●●排水路に関する工事等を行う場合は、管理者である南部土地改良区と協議をしてください。

- ・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議を行ってください。

- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響がないように配慮してください。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●  
●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地調査委員会において現地を確認しました。転用内容は事務局  
の説明の通りです。進入路、雨水排水、土留めに関して確認し、南部土地改良区から  
意見書、隣接所有者から同意書が提出されており、周辺農地に影響はないものと考え  
られます。ご審議をお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認、利用権設定についてを上程し、受付番号53番について事務局から説明いたし  
ます。

事務局 受付番号53番について説明します。  
本案件は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間で設定された利用  
権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。専業農家の後継者として農地は適正に管理されているので問題な  
いと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号53番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。  
本案件は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。茄子の栽培、水稻作付けをされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。  
本案件は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市富野 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●委員に確認しました。●●さんは耕作農地のすべてを適正に管理されており、農家組合長も務めておられますので問題ないと思われま。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。  
本案件は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともにいちじく、トマトを中心に農業経営され農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。





ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

会長

只今、事務局から説明をしました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会長

日程第9、報告第2号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号1番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積331平方メートル 他1筆 計2筆 合計560平方メートルです。

譲渡人は 城陽市平川 ●● ●●

譲受人は 大阪市北区 ●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として利用するためです。

雨水は前面道路側溝に排水

届出者から以前から資材置場として使用していたことについて顛末書が提出されています。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

土木課からは、  
・浸透枿の設置に協力願います。  
との意見が付されています。  
資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。申請地については、資材置場に使用され、畑の状態でなかったの  
で、他の所有農地についても無断で転用されていないか確認しました。他の所有農地  
は適正に管理されており、今回の申請について顛末書を提出されておりますので、問  
題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

日程第10、報告3号 地目変換届について専決しました。受付番号1番について  
事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
届出人は、城陽市寺田 ●● ●●  
資料3に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第2回定例総会を終了致し  
ます。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしく願いま  
す。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員